



今月の まちからのお知らせ

医療制度・補助事業・税情報など、町から皆さんにお伝えしたい特に大切な情報です。

問=問い合わせ先 ☎=電話番号 ※各課の電話番号は2ページに掲載

1 保険料率が変わりました

被保険者の皆さんに負担いただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めています。令和6・7年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

- 均等割 (被保険者が等しく負担)

令和4・5年度 年間 51,892円	→	令和6・7年度 年間 52,953円 (1,061円増)
-----------------------	---	--
 - 所得割 (被保険者の所得に応じて負担)

令和4・5年度 年間 10.98%	→	令和6・7年度 年間 11.79%* (0.81ポイント増)
----------------------	---	--

※令和6年度の賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない方は令和6年度の所得割率を10.92%として算定します。
 - 賦課限度額 (1年間の保険料の限度額)

令和4・5年度 年間 66万円	→	令和6・7年度 年間 80万円* (14万円増)
--------------------	---	------------------------------------

※「令和6年3月末日までに75歳に到達して資格取得した方」および「障害認定で資格取得した方」は、令和6年度の賦課限度額を73万円とします。
- ※詳細は **4** 参照

01 後期高齢者医療制度のお知らせ

問 保健福祉課
社会福祉室 国保医療係

2 均等割5割・2割軽減の範囲が見直されました

【令和5年度】

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合
43万円 + (29万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1)	5割軽減
43万円 + (53万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1)	2割軽減



【令和6年度から】

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合
43万円 + (29万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1)	5割軽減
43万円 + (54万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1)	2割軽減

※詳細は **5** 参照

3 保険料率に関する制度改正があります

すべての国民が、年齢に関係なく負担能力に応じて医療保険制度を公平に支え合うことを目的として、制度改正が行われました。

この制度改正の影響を受け、被保険者の皆さんに負担いただく保険料は増加することとなりました。

～制度改正の内容～

- 現役世代の負担を減らすため、後期高齢者負担率の設定方法が見直されます。
- 子育てを全世代で支え合うため、後期高齢者医療制度から、出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入されます。

4 令和6年度分保険料の計算方法

均等割 [52,953円]	+	所得割 【賦課のもととなる所得金額(※1) × 11.79%】	=	1年間の保険料(※2) 【限度額 80万円】 (100円未満切り捨て)
------------------	---	---------------------------------------	---	---

(※1) 賦課のもととなる所得金額とは、前年の所得金額から基礎控除額 (所得金額が2,400万円以下の場合43万円) を控除した額です。

(※2) 年度途中で加入したときは、加入した月からの月割りで算定します。

●所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。

～令和6年度には限度額と所得割額について激変緩和措置があります～

- ・「令和6年3月末日までに75歳に到達して資格取得した方」及び「障がい認定で資格取得した方」は賦課限度額を73万円とします。
- ・賦課のもととなる所得金額が58万円を超えない方は、所得割率を10.92%として算定します。

令和6年度の保険料額は、7月に個別にお知らせします

5 保険料の軽減について (令和6年度)

次の①②に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

①均等割の軽減

被保険者と世帯主の所得の合計で判定し、被保険者ではない世帯主の所得も対象となります。昭和34年1月1日以前に生まれた方の公的年金などに係る所得は、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	軽減割合	年間の均等割額	前年度比
43万円 + 10万円 × (給与所得者など(※)の数 - 1)	7割軽減	15,885円	約318円増
43万円 + (29万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1)	5割軽減	26,476円	約530円増
43万円 + (54万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1)	2割軽減	42,362円	約849円増

(※) 給与所得者などは、給与などの収入金額が55万円を超える方、または、公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)125万円(65歳以上)を超える方が当てはまります。

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険(※)の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。(52,953円 → 26,476円)

(※) 被用者保険とは、協会けんぽなどの健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

04 2024比布町生活応援商品券を配布します

問 商工観光課 商工労働振興室 商工労働係



エネルギーや食料品などの物価高騰により、大きな影響を受けている町民の生活と町内事業者を支援するため、「2024比布町生活応援商品券」を給付します。



有効期限は7月31日(水)までです。有効期限を過ぎての利用はできませんので、期限内にご利用ください。

詳しくは、5月1日から順次郵送されている商品券に同封のチラシをご覧ください。

※商品券を利用できる取扱事業所は、商品券冊子の表紙の裏面に記載しています。

05 グリーンパークびっぴ インフォメーション



問 予約について
グリーンパークびっぴ管理事務所
☎ 85-2383

パークゴルフ場 (お1人様料金)

- 大人…中学生以上/小人…小学生以下
- 1ラウンド券 大人 300円/小人 200円
 - 1日券 大人 600円/小人 400円
 - 10名以上の団体 大人 500円
 - 25名以上の団体 大人 400円
 - 午後券 大人 400円/小人 300円
 - シーズン券 (町民価格) 7,500円

※シーズン券の有効期限は、購入日から1年後の月末まで。(例：令和6年5月10日購入の場合、令和7年5月31日まで有効)

パークゴルフ場1日券セット

- 入浴券セット 800円
- 食事券セット 1,000円
- 入浴・食事券セット 1,400円

■昨年11月上旬にお配りした「良佳村エリア町民割引券」が使用いただけます。

キャンプ場

- カーサイト (1区画)
- 宿泊 1,500円
- 日帰り 1,000円
- フリーサイト (1張)
- 宿泊 500円
- 日帰り 300円

テニスコート

- 1面1時間 600円
- 1日 3,000円

3オン3バスケットコート

- 無料

用具レンタル (1セット料金)

- ゴルフクラブ&ボール 300円
- テニスラケット&ボール 300円
- バスケットボール 300円
- 運動用シューズ 300円
- ディスクゴルフ 無料

遊湯びっぴを利用した方は

- 以下のサービスが受けられます
- 宿泊した方
 - パークゴルフ 36ホール 無料
 - テニスコート1面2時間まで 無料
 - 日帰り宴会プランを利用した方
 - パークゴルフ 36ホール 200円

グリーンパークびっぴ
公式ホームページ



02 赤いランプが点滅したら乾電池を交換しましょう

防災行政無線
戸別受信機

問 総務企画課
総合政策室 まち発信係

町では、各家庭に戸別受信機を1台無償で貸与し、生活に必要なさまざまな情報を提供する「防災行政無線放送」を行っています。

特に、災害が発生したときや、発生するおそれがあるときは、災害に関する情報や避難場所などを迅速に伝達する手段として、重要な役割を果たします。

点滅は、電池が消費している合図です!



通常は各家庭用電源で動作していますが、停電時は電源が内蔵されている乾電池に自動的に切り替わります。

乾電池の赤いランプが点滅したら乾電池を交換してください。なお、乾電池は単3形2本で、費用は使用者の負担です。

●こんなときは連絡を

- ・戸別受信機が設置されていない
- ・放送が入らない、または雑音などが入り聞き取りにくい

●引越しをするときは

○町内での引越し

今お使いの受信機をそのまま使用してください。※行政区(町内会)が変わった場合は行政区別放送の設定を変更しますので、ご連絡ください。

○町外へ転出するとき

届出の際に、受信機を税務住民課戸籍年金係窓口へ返却してください。

※ご自分で取り外しができない場合は、ご連絡ください。

●定時放送

昼は午後0時15分、夜は午後7時30分に行います。

※土・日曜日、祝日などには定時放送は行いません。

●臨時放送

行事の中止や葬儀など、緊急時に行います。

●放送を聞き逃した時は

再度、放送を聞き返したい場合は、☎ 85-3361にお電話ください。自動音声によりご案内します(通話料は使用者の負担となります)。

LINE公式アカウントをご利用ください

防災情報や町からのお知らせ、お悔みなどの防災無線放送内容のほか、広報びっぴや各種イベントのチラシなども配信しています。

※本アカウントでは、個人情報の収集などは行っていません。



03 町の取り組みを解説します! まちづくりへり出前講座

町職員が町の事業などをわかりやすく説明する「比布町まちづくり出前講座」を実施しています。子育て支援や健康づくりなど、まちづくりに関する18のテーマを用意しています。希望に合わせた内容でお話ししますので、お気軽にご利用ください。

■受講対象

町内に在住、勤務する5人以上のグループ(町内会やサークル、仲間同士など)

■開催日

年末年始(12月31日～1月5日)を除く、午前9時から午後8時までの間で、おおむね2時間以内とします。土曜・日曜日にも対応します。

■申し込み方法

- ①開催希望日の2週間までに「申込書」を提出、または電話、FAXなどでお申し込みください。(申込書は町ホームページ、役場窓口にて用意しています)
 - ②申し込み後、内容の打ち合わせのため担当職員から連絡をします。
- ※受講料は無料ですが、会場はご用意ください。

町ホームページ
「まちづくり出前講座」
(総務企画課)



問 総務企画課 総合政策室 まち発信係

08 木造住宅耐震改修費を助成します

地震による住宅倒壊などの被害軽減のため、町内にある木造既存住宅の耐震改修工事費用の一部を助成しています。

- 対象者
自ら居住する既存住宅で、町税などを滞納していない方
- 対象住宅
次の①②③全てに該当する住宅が対象です。
 - ①昭和56年5月31日以前に着工された戸建て、長屋、併用住宅（店舗併用住宅で、店舗などの面積が2分の1未満のもの）
 - ②耐震診断の結果、現行の耐震関係規定と同程度の性能を満たさないと判断されたもの
 - ③建築基準法その他の関係法令に、明らかな法令違反がないこと
- 助成内容
 - ・耐震改修工事に対し助成（関係のない工事は差し引かれます）
 - ・助成限度額 30万円
 - ・助成額は補助対象経費の10%とします。ただし、千円未満を切り捨てます。

問 建設課 整備室 建築係

町ホームページ
「木造住宅の耐震改修補助を行います」（建設課）
申請書ダウンロードはこちら▶



- 受付期間
令和6年9月30日まで
- その他
耐震改修工事を行い、一定の要件を満たすと、所得税の特別控除や固定資産税の減額措置を受けることができます。



09 給・排水工事指定業者をお知らせします

問 建設課 整備室 上下水道係

給・排水工事指定業者

令和6年4月1日現在で町に登録している給・排水工事指定業者は次のとおりです。給・排水工事をするときは、必ず町の工事指定業者をご利用ください。

指定業者	所在地	電話番号	指定業者	所在地	電話番号
(株)岩城設備	比布町寿町3丁目2-22	85-2820	(株)山本組※1	旭川市東鷹栖1条2丁目	59-6390
(株)辻キカイ	比布町西町3丁目2-27	85-2108	(株)原田設備工業	旭川市工業団地3条2丁目1-23	73-5260
(株)水野工務店	比布町東町1丁目1-29	85-2751	(株)道北暖房設備	旭川市永山北2条7丁目158-1	47-4388
(株)キョクネン	旭川市10条通21丁目2-1	33-0888	(株)齊藤工業所	旭川市工業団地3条2丁目1-23	74-5721
大建工業(株)	旭川市緑が丘南5条2丁目2-15	60-5500	(株)成田工業所	旭川市東6条2丁目3-3	24-1237
協和設備(有)	旭川市新富2条2丁目10-3	25-4198	龍後設備(株)	旭川市8条通17丁目右10号	25-0111
(株)落合工業	旭川市旭町1条15丁目	51-5351	旭川ガス管工事(株)	旭川市宮前1条5丁目3556-2	31-9620
(株)大協	旭川市豊岡4条7丁目1-22	32-3004	(株)コーテック※1	旭川市永山北2条8丁目1-1	40-0133
(株)大洋パイピング工業	旭川市旭町2条1丁目	52-2278	(有)丸勝工務店	旭川市東光8条2丁目4-5	31-9148
(株)弘谷住宅設備※1	旭川市宮下通24丁目左5号	31-1719	キシダ電器※2	比布町中町2丁目6-3	85-2104
丸信衛生工業(株)	旭川市新星町1丁目1-17	23-2528	(有)アップ	旭川市神居5条13丁目2-20	63-0005
(株)北岸工業	旭川市神楽岡8条3丁目2-22	74-4631	(有)コンサル舎・とやま	旭川市末広4条7丁目9-8	74-4856
(株)セラ・ハウジング	旭川市末広2条6丁目6-10	55-7788	北都設備計画(株)	旭川市春光台3条8丁目1-9	74-6346
(株)大林	旭川市永山6条8丁目9-5	48-8210	共栄工業(株)	旭川市神居3条11丁目1-3	73-6922
(株)木本動力工業所※1	旭川市永山北3条6丁目6-17	48-1246	大栄建築設備(有)	旭川市神楽岡8条3丁目2-22	65-6624
大明建設(株)	旭川市東8条1丁目2-17	26-5344			

※1 給水工事のみ ※2 末端給水用具（湯沸器、浄水器など）取付・交換のみ

06 「長く住みたい」「これから住みたい」をサポート 比布町住宅リフォーム支援事業

町民の皆さんや比布町で新たな生活を始めたい方が、安心して町内に住み続けられるように、住宅のリフォーム費用の一部を助成します。この支援事業を利用することで、最大50万円の助成を受けることができます。

- 対象者
次の全てを満たす方が対象です。
 - ①町内に住んでいる方、または、町内に移住する意思があり、確約書を提出した方
 - ②リフォームを行う住宅の所有者で、リフォーム完了後にその住宅に住む方
 - ③本人および同一世帯に属する方が市町村民税などを滞納していないこと
 - ④過去に住宅の改修工事を目的とした町の補助金を受けていない方
- 対象物件
築30年以上の戸建て住宅
※店舗兼住宅は居住部のみが対象となります。
- 助成内容
住宅1棟につき50万円を助成します。なお、町外事業者を利用した場合の助成額は30万円となります。
- 対象工事
令和6年4月以降に行った、費用が税込み110万円を超える増築・改築・改修工事

問 建設課 整備室 建築係

町ホームページ
「比布町住宅リフォーム支援事業」（建設課）
申請書ダウンロードはこちら▶



対象工事の例

- ・基礎、土台、梁、柱の工事
- ・筋かい、火打ちなどによる補強工事
- ・外壁、屋根などの改修、塗装工事
- ・間取りの変更、段差の解消
- ・断熱工事
- ・各種内装工事
- ・耐久性、安全性能向上工事

※国、道、町などの公共団体から助成を受けて行った工事や、固定されていない物品の購入費用を除いた費用が対象です。

※工事内容によっては、木造住宅耐震改修費助成（15ページ参照）と併用できる場合がありますので、ご相談ください。

※工期は原則3か月以内とします。



問 建設課 管理室 管理係



現在、住んでいない家屋をお持ちの方、近い将来管理が難しくなることが予測される方は、その物件の今後を考えてみませんか？

お子さんなどが遺産として物件を相続したものの、管理ができません。例え相続放棄をしたとしても、その物件で起こった事故（落雪など）の責任は、所有者である家族が負うこととなります。不動産価値が少しでもあれば「0円物件」などのサービスを利用して、少ない費用で整理できるかもしれません。まずはご相談ください。

07 空き地・空き家で お困りではありませんか？